

第 3 期

# 佐世保市

地域コミュニティ

概要版

推進計画



## 第3期 佐世保市地域コミュニティ推進計画とは

第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画(以下「本計画」という。)は、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会を実現するため、「第7次佐世保市総合計画」の分野別計画の一つとして、本市の各関連計画との整合・連携を図りながら策定するものです。期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、社会情勢や施策推進の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて本計画の内容を適宜見直します。

### 本計画策定の背景

#### 佐世保市では

- 佐世保市では、これまで町内会等を中心に豊かな地域コミュニティを構築してきており、「人と人」や「人と地域」のつながりを基盤とする地域の力が本市の発展に大きな役割を果たしてきました。近年、少子化、高齢化が進み、人口が減少し、また生活様式や個人の価値観の多様化など、私たちの暮らしの在り方が変化し、地域との関わりに消極的な人や、地域に関わる余裕を持っていない人が増えてきています。豊かな地域コミュニティを維持、活性化していくためには、市民等が地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、さらに最も身近な町内会等が元気であり、各種団体が地域課題の解決のために力を合わせていくことが何よりも重要です。

#### 町内会においては

- 町内会においては、加入世帯の減少や高齢化などによる担い手不足により、役員や参加者が固定化し、住民相互のつながりが希薄化するなどの問題を抱えていました。また、まちの課題は複雑化・広域化しており、もはや1つの町内会だけでは課題解決が難しい状況もありました。こうした中、本市では、平成30年4月に市内全ての27地区で「地区自治協議会」が設立され、町内会と地区自治協議会の連携を基本に、取組みを進めてきました。

### 地域コミュニティの現状と課題

#### 町内会

- 町内会加入率の減少に歯止めがかかっておらず、施策が十分に機能したとは言えません。(町内会加入率H29:83.9%→R4:81.1%)
- 未加入者に、町内会加入の意義が伝わっていません。
- 特に、未加入者への対策等の充実はもとより、補助制度の周知や補助申請等の負担軽減、人材育成の支援等が求められています。



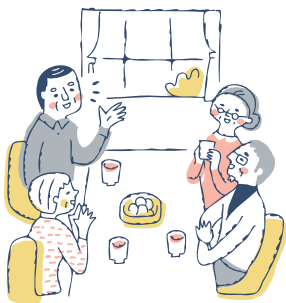
#### 地区自治協議会

- 前計画に基づき各種の施策や支援策を実施したものの、地区自治協議会が抱えていた問題点の解消には十分に至っていません。
- 全体的に地区自治協議会からの評価も低い結果となっています。
- 地区自治協議会自体、町内会との連携は出来ている等、活動への意識向上は図られています。
- 地域・学校・家庭が連携して支えあう地域づくりが大事であり、後継者育成のための研修会や子どもへの地域コミュニティの学習機会の創出など、コミュニティセンターや学校等と協働して、今後も取り組むことを望まれています。

# 《本計画で目指す姿》

1  
町内会への  
加入意識の広まり

助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりが重要であることが再認識され、町内会の大切さを理解する人が増えつつあります。



加入意識

2  
地区自治協議会の  
地域づくりの広がり

地域運営の要として、地区自治協議会の活動が活発に行われ、各地域で地区自治協議会が行う地域づくりが広がっています。



地域づくり

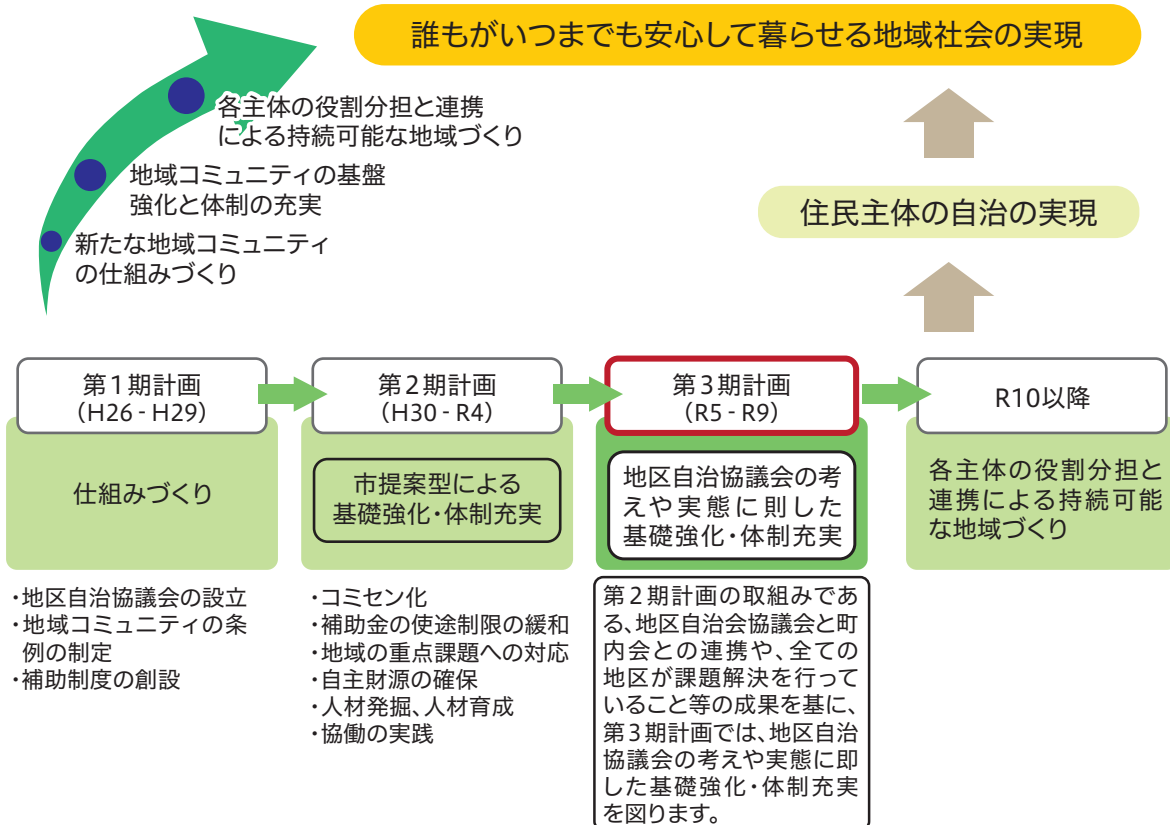
3  
住民主体の自治に  
向けた意識の高まり

町内会や地区自治協議会の活動を通じて、「自分たちの手によるまちづくり」の意識が高まっています。また、地域活性化を推進していくための地域づくり、人づくりの輪が広がっています。



まちづくりの意識

(目指す姿と計画の位置づけ)



# 本計画の目指す姿と成果目標

1

町内会の活性化

目指す姿

成果目標

2

地区自治協議会の  
運営・活動の充実

目指す姿

成果目標

3

地域コミュニティの  
活性化を推進して  
いくための基盤強化

目指す姿

成果目標



## 町内会への加入意識の広まり

助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりが重要であることが再認識され、町内会の大切さを理解する人が増えつつあります。

	現況（令和4年度）	目標値（令和9年度）
活動が活発な町内会の割合	41.1% ※コロナ禍前の令和元年度時点	60.0%
町内会加入率	81.1%	90.0%



## 地区自治協議会の地域づくりの広がり

地域運営の要として、地区自治協議会の活動が活発に行われ、各地域で地区自治協議会が行う地域づくりが広がっています。

	現況（令和4年度）	目標値（令和9年度）
地区自治協議会役員（町内会長等）の負担軽減が図られたと思う地区の割合	14% (4地区)	100% (27地区)



## 町内会への加入意識の広まり 地区自治協議会の地域づくりの広がり 住民主体の自治に向けた意識の高まり

目指す姿の実現に向け、「町内会の活性化」と「地区自治協議会の運営・活動の充実」を施策の柱とし、これらの施策の基盤となる取組みとして、「地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化」の取組みを推進します。

	現況（令和4年度）	目標値（令和9年度）
インターネットを活用した広報活動を実施している地区自治協議会	11% (3地区)	100% (27地区)



# 町内会及び地域組織、地区自治協議会

最終的なゴールは、「誰もがいつまでも



身近なまちづくりの  
旗振り役「町内会」

町内会

町内会

町内会

子ども会

介護予防活動団体

老人クラブ

自主防災組織

PTA

会員の連携を深め  
個別の課題の解消を  
目指す組織

婦人防火クラブ

交通指導員

2023年5月～  
「女性防火防災クラブ」に  
名称変更予定

消防団

各地域組織と地区自治協議会がつながりを持ち、情報を共有し、地域の課題解決を促していきます。

なお、市内には30を超える地域組織があり、上記は抜粋した図となっています。

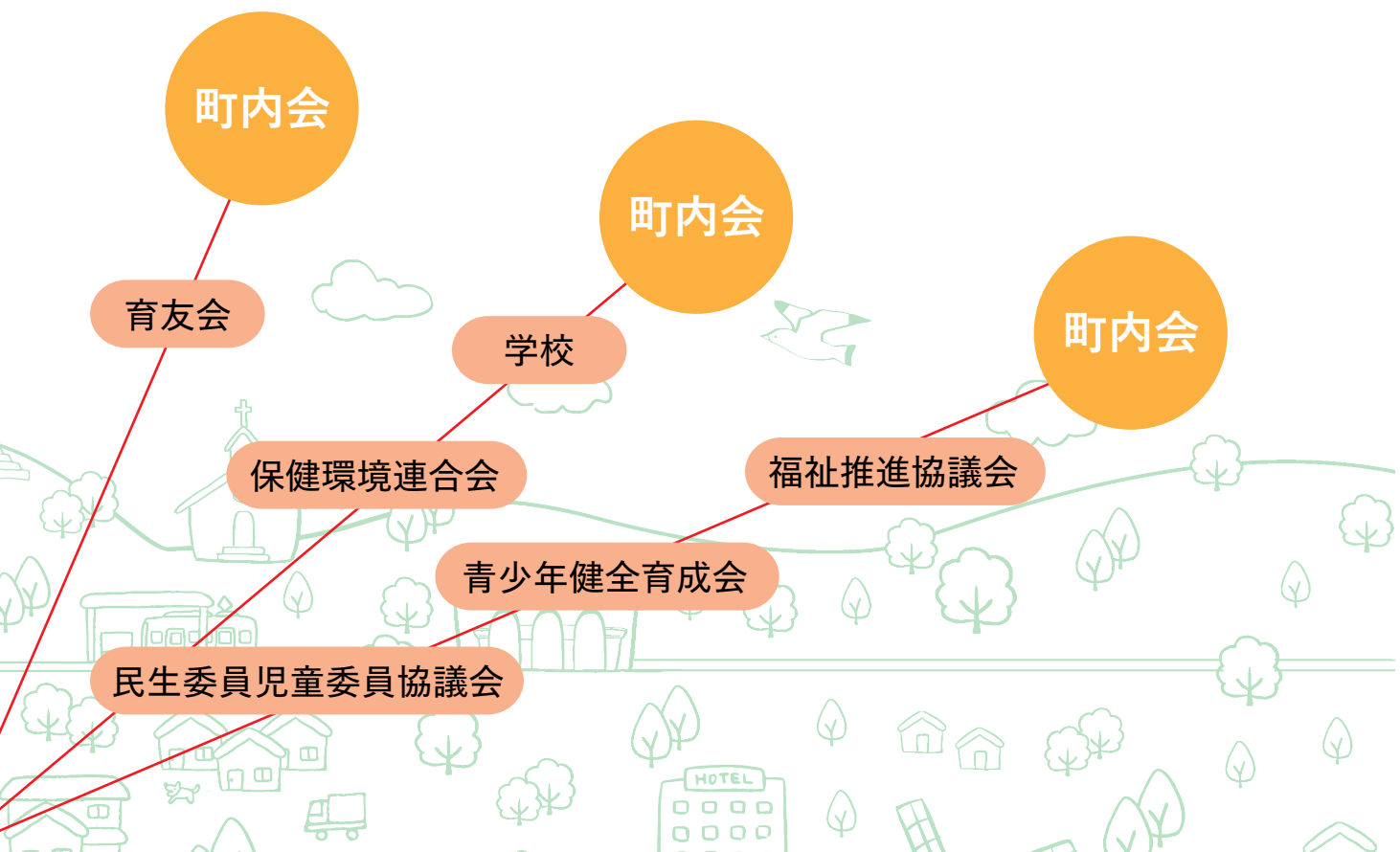
## 地区自治協議会

### 地域運営の「要」となる団体

町内会の良き相談役  
まちのお困りごとの調整役  
行政との対話の窓口

# 議会並びに行政の連携イメージ

「誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」



行政との対話



連携・協働

市役所

本計画が目指す最終的なゴールは、「誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の実現」です。これを実現するためには、身近なまちづくりの旗振り役である「町内会」及びPTAや老人会など様々な個別課題の解消に取り組む「地域組織」、地域運営の要となる団体「地区自治協議会」並びに行政がともに連携し、支えあう地域コミュニティの形成が求められます。

# 町内会の役割 私たちの暮らしを支えている

## 町内会

### 身近な情報を届ける

広報紙や回覧板を通して、市からのさまざまな情報や町内会で行われるイベントなどの地域情報を住民に届けています。



### 安全をつくる

通学路での見守り活動により、子どもたちが安全に登下校できる環境を作っており、地域全体で子どもを見守っています。



### 行政への要望

地域住民と行政の橋渡し役として地域の声を行政へ届けています。個人からの意見・要望ではなく地域全体(町内会)の意見とすることで、スムーズな課題解決を図っています。



### 災害に備える

地震などの災害が起きたときのために、避難訓練や防災品の準備を行っています。いざという時に共助の力を発揮します。



## 地区自治協議会の役割

地域運営の要となる

## 地区自治協議会



## まちづくりとの関係

### まちのお困りごとの調整役

まちのお困りごと(課題)を…  
知って、まとめるのが役割です。  
また、町内会では解決できない課題などには、自ら解決に向けて立ち上がることもあります!





### 防犯

防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロールなど、安全・安心なまちをつくるために活動しています。



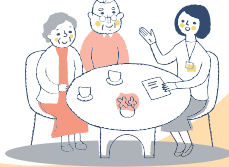
### 環境美化

地域の草刈りや花の植え込みなどの活動で、きれいなまちをつくっています。普段からきれいにゴミステーションを利用できるのも町内会のおかげです。



### 高齢者への福祉

つながりを大事にしながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、敬老会の開催や一人暮らしの高齢者宅への訪問を行っています。



### 交流

夏祭りや文化祭などのイベントを行い、地域の子どもから大人まで一緒になって楽しめるふれあいの場をつくっています。



## 町内会との関係

### 町内会の良き相談役

町内会で対応するには難しい困りごとを解決したり、町内会と町内会を“つなぐ”役割を担います。いつでも相談にのってくれる頼もしい存在です。

## 行政との関係

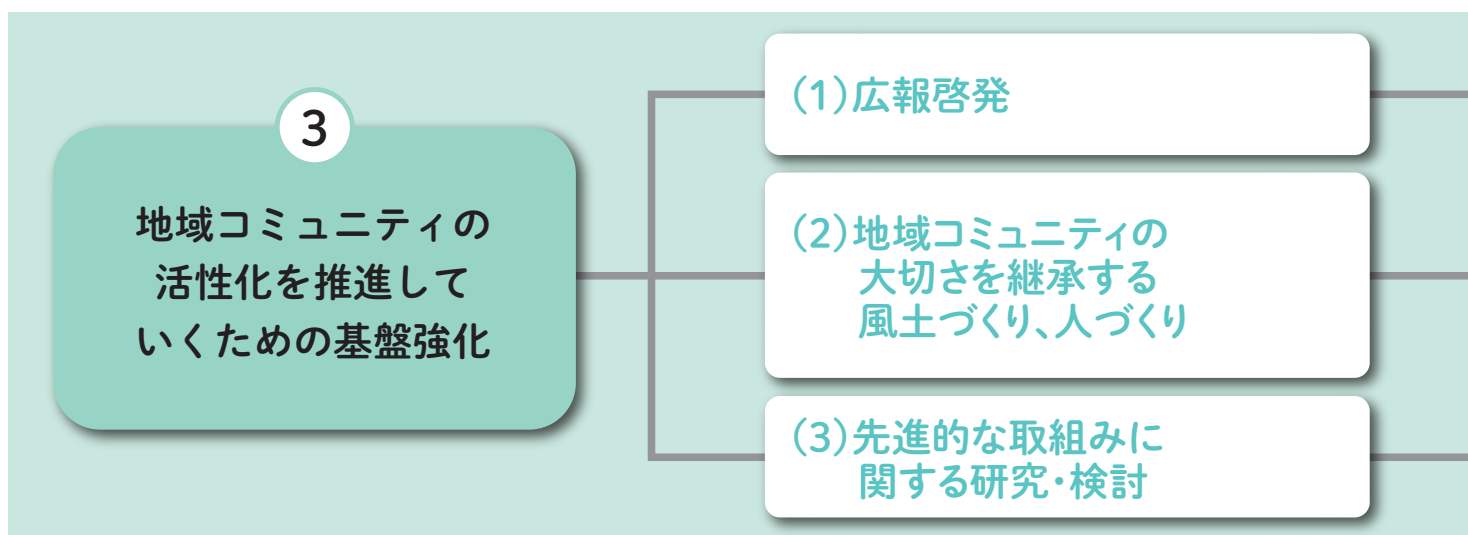
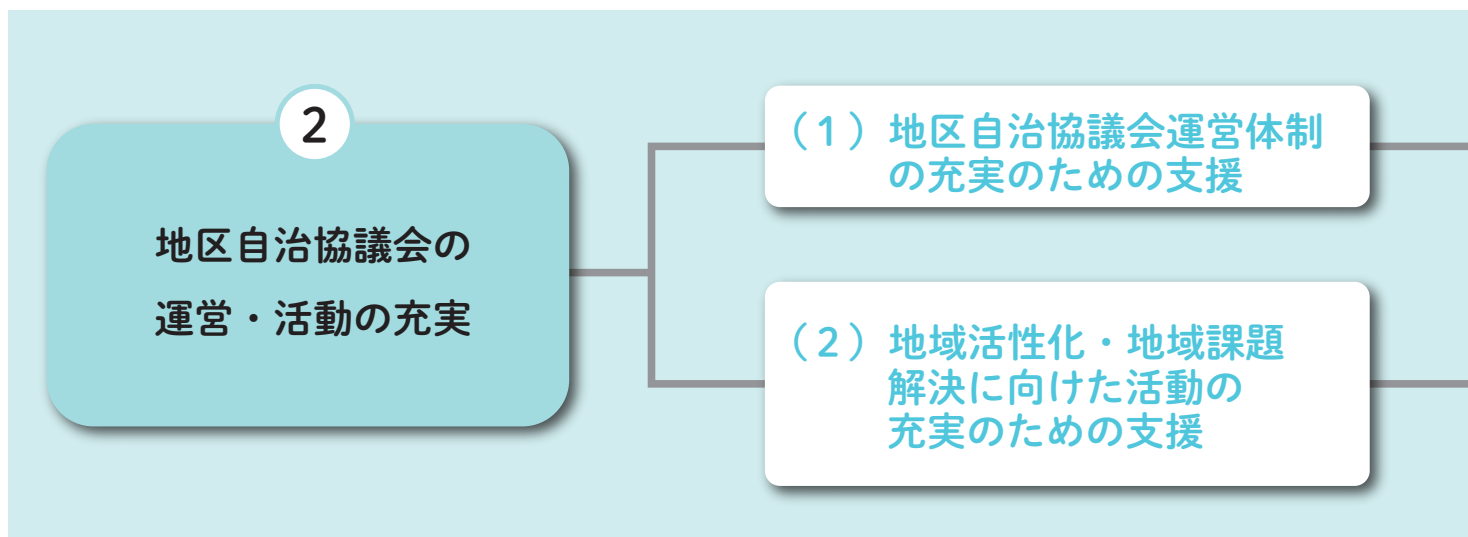
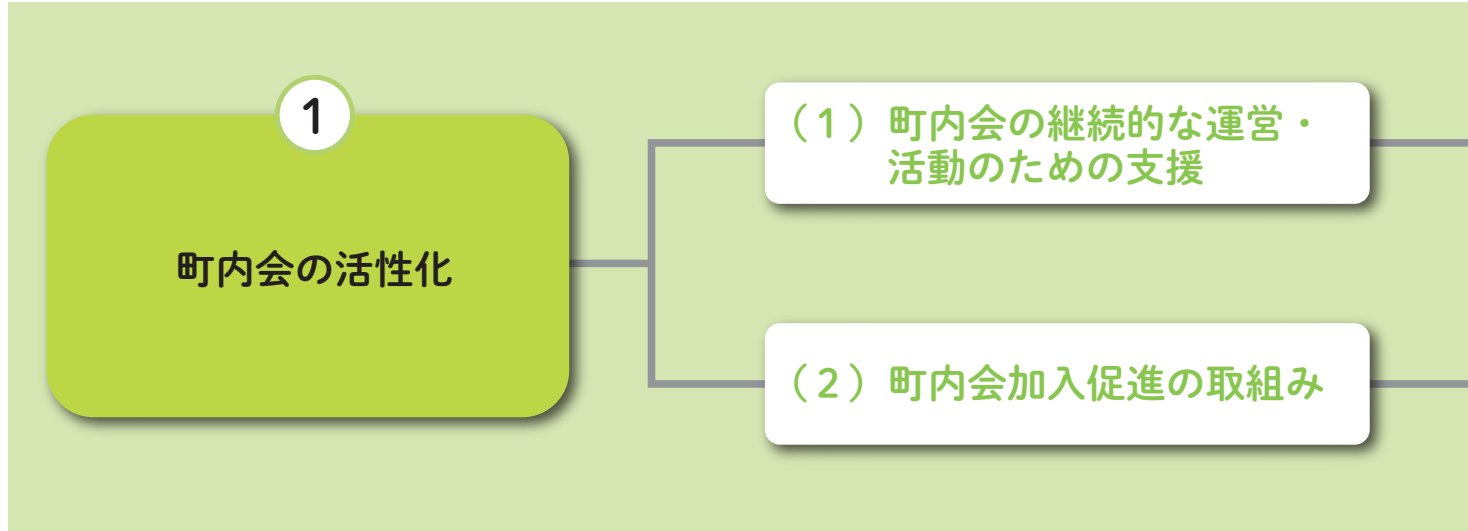
### 行政との対話の窓口

地域だけでは解決できない課題は、行政と一緒に取り組みますが、その時の対話の窓口が地区自治協議会です。市政懇談会等を通じて、市と地域課題を共有します。

# 行政の役割 ———— 本計画施策体系

大項目

中項目



## 小項目

## 主な取組み

1	町内会活動に対する支援	各種補助金等の制度による支援
2	町内会運営に対する支援	町内会活性化ガイドラインの提供、町内会長研修の実施
3	町内会の負担軽減の推進	補助金オンライン申請の実施、電子回覧板等の町内会デジタル化の検討 等
4	行政による相談・助言	町内会の設立・再編等の支援、町内会定期相談会及び出張相談の実施

1	行政による加入促進	転入・転居者への加入案内・加入促進、町内会未設置区域対策 等
2	町内会と連携した加入促進	加入促進のチラシやグッズの提供、町内会加入促進協働活動
3	事業者等と連携した加入促進	住宅関連事業者や不動産業者と連携した加入促進 等
4	市職員の加入及び活動参加等の促進	職員研修等の実施、ひいては退職後の町内会及び地区自治協議会への参加、参画意識の醸成 等

1	事務局体制の支援	事務局支援、コミュニティセンターのきめ細やかなサポート体制の構築 等
2	地域組織との連携等による体制強化の推進	地区自治協議会役員等の負担軽減に向けた支援、地区自治協議会間の意見交換の場の創出
3	施設整備（拠点施設等の整備）	「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」に基づく計画的な地区自治協議会の事務スペースの確保

1	補助金制度による支援	活動支援にかかる使いやすい補助制度への見直し 等
2	市の支援体制の構築	NPO等目的型市民活動団体、企業、大学等との連携・協力体制の構築 等
3	コミュニティセンターにおける連携した取組み	学習情報や学習機会の提供・充実、市民ニーズや地域の課題等を見据えた講座の開催 等
4	地域運営に寄与する取組み	地域課題解決のための自主財源を確保する取組みへの支援

1	情報発信の推進	地域コミュニティ活性化シンポジウムの開催、町内会及び地区自治協議会の役割を説明したパンフレットや説明動画、インターネットによる広報啓発支援 等
2	出前講座、説明会・研修会による広報啓発	出前講座、説明会・研修会の開催

1	人材育成機会の提供	活動発表会や研修会の実施、大学・高校と連携した取組み 等
2	市職員の意識改革	市職員に対する地域コミュニティの維持、活性化に対する意識醸成 等

1	先進的な取組みに関する研究・検討	地区自治協議会をコミュニティセンターの管理運営主体とする指定管理者制度などの研究・検討 等
---	------------------	---

Sasebo!



「町内会」に  
加入して

みんなと絆  
増す笑顔

### 第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画

佐世保市 市民生活部 コミュニティ・協働推進課  
〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号  
電話:0956-24-1111(代表) FAX:0956-25-9675

2023年(令和5年)3月発行

